

五城目町特定事業主行動計画の実施状況及び

五城目町における女性の活躍状況の公表（令和6年度）

当町では女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「五城目町特定事業主行動計画」を策定・実施しています。女性活躍推進法第19条第6項及び第21条の規定に基づき、取組状況について以下の通り取りまとめましたので、公表いたします。

(1) 育児休暇等を取得しやすい環境の整備

育児休暇取得状況（目標取得率 男：5%、女：100%）

	取得可能職員	取得職員	取得率
男	1人	1人	100%
女	2人	2人	100%

(2)超過勤務の縮減

時間外勤務時間・手当支給額について

目標値(計画策定時)：

時間外手当支給額 (職員一人当たりの年間支給額)：165,676 円 縮減率：3%

	令和6年度	令和2年度	目標	差異
超過勤務時間 ※1 (年間一人当たり)	134.7 時間	103.1 時間	100.0 時間	+ 34.7 時間 (縮減率：△34.7%)
手当支給額 (年間一人当たり)	267,837 円	170,801 円	165,676 円	※2

※1 令和3年度の計画策定時、令和2年度の手当支給額 170,801 円をベースとした

縮減率 3%(支給額目標値 165,676 円)を設定しておりましたが、給与改定等の

要因があり現状の支給額ベースでは比較ができないため、令和2年度超過勤務

時間をベースとし目標超過勤務時間(100.0 時間)を定め、比較をしております。

※2 上記 ※1 の理由から、手当支給額ベースの比較はできないため未記載として

おります。

(3) 年次休暇の取得の促進

年次休暇取得状況（目標 消化率：30%）

	令和6年度
一人当たり平均取得日数	11.3日
消化率	30.1%

(4) 子供の看護のための特別休暇取得

取得状況（目標 取得率：30%）

令和6年度取得率	0%	目標との差異：△30%
----------	----	-------------

(5) 採用した職員に占める女性職員の割合： 42.8%

(6) 男女の継続勤務年数の差異

男：18.0年 女：10.0年 男女差：8.0年

(7) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合： 16.6%